

10. 評価書案対象事項に係る調査計画書の修正の経過及びその内容

10.1 修正の経過

本環境影響評価書案の作成にあたっては、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書審査意見書について」(平成26年5月29日 26環都環第104号)に記載された環境局長の意見及び都民からの意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、調査計画書の内容を修正した。

調査計画書の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表10.1-1に示すとおりである。

表 10.1-1 調査計画書の修正の経過及びその内容

調査計画書の修正箇所	修正事項	評価書案における修正内容及び修正理由
4. 2020年東京大会個別計画の内容 (24) 夢の島公園	会場の概要	施設計画の具体化に伴い、配置計画、緑化計画等を整理した。(p. 10~13 参照)
7. 環境影響評価の項目 7.1 会場ごと	環境影響要因	開催前の環境影響要因の「施設の存在」を「建築物の出現」に修正した。(p. 21 参照) 現時点では、予選会場の工作物等のオーバーレイの計画、決勝会場を含む仮設工作物や大会の開催中及び開催後に係る環境影響要因については計画の諸元が未定であることから、今後、計画の熟度に応じて、別途環境影響評価の実施を検討することとした。(p. 21 参照)
(24) 夢の島公園	環境影響評価の項目	「大気等」「騒音・振動」については、開催前の工事用車両の走行及び建設機械の稼働に伴う影響は、影響がほとんどないと考えられることから選定しなかった。(p. 25 参照) 計画地に有害物質に汚染された土壌を埋立てた経緯は無く、環境確保条例第117条第一項に基づく土地利用の履歴等調査の結果、計画地には有害物質の取扱事業場が存在した履歴はない。また、廃棄物層底面下の土壌の改変は生じない。開催後については、新たな土地の掘削等の工事は実施せず、事業活動では土壌汚染に影響を及ぼすおそれのある要因はないため、「土壌」については選定しなかった。(p. 25 参照) 「景観」については、建築物の新設は行わないことから選定しなかった。(p. 25 参照) 「歩行者空間の快適性」については、公共交通機関から施設への歩行者経路に変化は生じないことから選定しなかった。(p. 25 参照) 「温室効果ガス」「エネルギー」については、開催前の建設機械の稼働に伴う影響は、限られた工事期間内・敷地内での稼働であり、本事業による影響は小さいと考えられることから選定しなかった。(p. 25 参照) 「土地利用」については、計画地内に自然地や未利用地は存在しないことから選定しなかった。(p. 25 参照) 「地域分断」については、地域住民等の生活動線の分断は生じないことから選定しなかった。(p. 25 参照) 「交通渋滞」については、工事用車両の走行による交通量及び交通流への影響は軽微であることから選定しなかった。(p. 25 参照)
8. 調査等の手法 8.2.24 夢の島公園 (2) 緑	調査方法	環境局長審査意見書を踏まえ、夏季の現地調査を実施した。(p. 89 及び 90 参照)

10.2 調査計画書審査意見書に記載された環境局長の意見

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書審査意見書について」（平成26年5月29日 26環都環第104号）に記載された環境局長の意見は、表10.2-1(1)～(6)に示すとおりである。なお、環境局長の意見は、個別の会場のみに対するものではなく、調査計画書で示した会場等の全体に対するものであり、原文のまま掲載している。

表 10.2-1(1) 調査計画書に対する環境局長の意見の内容

調査計画書は、おおむね「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書案」を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

項目	1. 総括的事項
	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、オリンピック競技大会が2020年7月24日（金曜日）に開会式が催され、同年8月9日（日曜日）に閉会式が催される。また、パラリンピック競技大会は、2020年8月25日（火曜日）から同年9月6日（日曜日）までとなっている。オリンピック・パラリンピック競技大会は37施設を会場とし、オリンピック競技大会は28競技、パラリンピック競技大会は22競技が計画されている。
	1990年代以降のオリンピック・パラリンピックムーブメントにおいて、環境は、スポーツ、文化と並ぶ3本の柱の一つとして位置づけられており、IOCは、立候補都市に対して、大会開催に向け選定した全ての競技会場及びメディアセンターについて、環境影響評価を実施することを求めている。
	東京が2013年1月にIOCに提出した、詳細な開催計画である「立候補ファイル」においては、東京が2020年大会開催都市に選定された場合には、きめ細かい実施段階環境影響評価を行うことが明記されている。
	これを受けて実施されている、2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント（以下「本アセス」という。）は、東京都環境影響評価条例に準じて環境アセスメント制度のチェック機能を活用し、大会開催に伴う環境影響の回避・最小化・代償を行うとともに、大会を契機とした東京の持続可能性の向上に資することを目的としている。
	本アセスでは、東京都内の競技会場、競技及び全体計画を対象とし、また、大会の開催前、開催中、開催後について、それぞれの環境影響を予測・評価する。さらに、社会経済項目についても予測・評価項目としている。
	調査計画書における調査事項の選定、予測・評価項目及び事項の選定については、施設計画、大会運営計画それぞれについて未確定の部分が多い段階において実施されたものであり、今後、計画の熟度が向上していく過程で、必要に応じて再検討することが求められる。
	以下に、まず、調査計画書全体について、考慮されたい観点についての意見を述べ、以降、中項目毎に意見を付すこととする。
	今後、評価書案策定に当たっては、これらの意見も踏まえ内容の充実を図られたい。
(1)	本事業は、近年にない大規模なイベントであり、事業計画地の周辺には、多くの住宅、教育施設、福祉施設、医療機関等の環境上配慮すべき施設が存在している。このことから、本事業の実施に伴う環境負荷の低減や適切な環境保全のための措置を実施するなど、周辺地域への環境負荷の一層の低減に努めること。
(2)	本事業は、コンパクトな会場配置をコンセプトとし、競技施設の多くが選手村から半径8キロメートル圏内に建設されることから、当該圏内において環境への影響が特に懸念される。このことから、工事の施工計画を明らかにするとともに、使用する建設機械の種類や台数、工事用車両の走行ルート及び環境保全のための措置等について、評価書案において記載すること。
(3)	一部の事業計画地について、周辺に住居等が存在しないことから、予測・評価項目として選定しないとしているが、周辺に教育施設、福祉施設、公園等の環境上配慮すべき施設が存在している場合には、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。
(4)	一部の事業計画地について、延床面積1万平方メートル未満の仮設施設であることや、既存施設内を一部改修して利用することなどから、予測・評価項目として選定しないとしているが、工事の施工方法や工事期間等が明らかでなく、影響を及ぼすおそれはないとした根拠についての記述も不足している。このため、これらの施工方法等について明らかにしたうえで、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。

表 10.2-1(2) 調査計画書に対する環境局長の意見の内容

項目	2. 項目別事項
(1) 【主要環境（大気等、水質等、土壤）】	
(大気等)	
<p>事業計画地の周辺には、工事の施行や大会の開催に伴い、多くの関連車両の走行が考えられることから、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をすることがないよう必要な環境保全措置を講じるとともに、関係機関等とも事前に十分協議を行うなど、周辺地域における交通の円滑化、交通安全の確保及び関連車両の走行に伴う環境負荷の低減に努めること。</p> <p>[生活環境（騒音・振動）、交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）共通]</p>	
(水質等)	
<p>水泳競技が開催される夏季は、東京都内湾の水質が悪化することも考えられることから、競技会場周辺の公共用水域について、頻度を上げて水質調査を行うなど、夏季における水質の状態を適切に把握すること。</p>	
(土壤)	
<p>廃棄物の埋立地に競技会場を建設する計画があることから、当該予定地に係る土地の履歴等の調査を実施し、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。</p>	
(2) 【生活環境（騒音・振動、日影）】	
(騒音・振動)	
<p>① 事業計画地の周辺には、工事の施行や大会の開催に伴い、多くの関連車両の走行が考えられることから、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をすることがないよう必要な環境保全措置を講じるとともに、関係機関等とも事前に十分協議を行うなど、周辺地域における交通の円滑化、交通安全の確保及び関連車両の走行に伴う環境負荷の低減に努めること。</p> <p>[主要環境（大気等）、交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）共通]</p>	
<p>② 事業計画地の周辺の道路交通騒音は、現状においても環境基準を超えている地点があることから、工事用車両の走行に当たっては、計画的な運行管理、規制速度の厳守、急発進・急加速を避ける等、道路交通騒音の低減に努めること。</p>	
<p>③ 大会開催中においては、会場設備等（拡声機器、冷房施設、換気設備等）の稼動に伴う騒音、振動が生活環境に影響を及ぼすことも予想されることから、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。</p>	
(日影)	
<p>オリンピックスタジアムの周辺には、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等が存在することから、現地調査においては、既に選定している調査地点に加えて、工事の施工計画等が明らかになった段階で、新たな調査地点の追加について検討し、予測・評価すること。</p>	

表 10.2-1(3) 調査計画書に対する環境局長の意見の内容

項目	2. 項目別事項
(3) 【アメニティ・文化（景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）】	
(景観)	
<p>① 圧迫感の変化の程度について、建築物の高さが低く圧迫感を生じない場合は、予測事項から除外するとしている。しかし、建築物の高さが低い場合であっても、幅広の建築物や、緑地・公園等の開けた空間において新たな建築物が建設される場合などには、圧迫感の程度が変化する可能性もあることから、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。</p> <p>② オリンピックスタジアムは、四周が道路等で囲まれ、会場へのアクセスルートも複数あることが考えられることから、現地調査においては、既に選定している調査地点に加えて、工事の施工計画等が明らかになった段階で、新たな調査地点の追加について検討し、予測・評価すること。</p>	
(史跡・文化財)	
事業計画地及び周辺には多くの指定文化財等が確認されており、また、周知されていない埋蔵文化財等が存在する可能性もあることから、既存資料調査に加えて地元教育委員会等関係機関の最新情報を踏まえた調査を行い、これらの調査結果に基づき、必要に応じて予測・評価すること。	
(自然との触れ合い活動の場)	
自然との触れ合い活動の場について、会場ごとに位置等を図示するとともに、機能及び利用経路について明らかにし、現況調査全体の結果を踏まえて事業計画や工事施工計画を策定し、予測・評価すること。	
(歩行者空間の快適性)	
現況調査について、既存資料調査のみとしているが、各会場へのアクセスルートの状況等について、必要に応じて現地調査を実施すること。	
(4) 【生態系（生物の生育・生息基盤、水循環、生物・生態系、緑）】	
(生物の生育・生息基盤)	
現況調査について、既存資料調査のみとしているが、建設工事等による改変が予想される会場については、「生物・生態系」と合わせて、現地調査を実施すること。	
(水循環)	
<p>① 地下水の貴重な涵養源である武藏野台地に立地する会場等について、雨水浸透対策により雨水浸透量を増加させることができることから、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。</p> <p>② 施工計画が具体化し、地下掘削や地下構築物を設置する場合、地下水の流動阻害を引き起こす可能性があることから、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。</p>	
(生物・生態系)	
1 総括的事項(4)において指摘したとおり、一部の事業計画地について、延床面積1万平方メートル未満の仮設施設であることや既存施設内を一部改修して利用することなどから、予測・評価項目として選定しないとしているが、工事の施工方法や工事期間等が明らかでなく、生物・生態系に影響を及ぼすおそれはないとした根拠についての記述も不足している。このため、これらの施工方法等について明らかにしたうえで、いったん損なわれると回復が容易でない生物・生態系の特質に鑑み、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。	

表 10.2-1(4) 調査計画書に対する環境局長の意見の内容

項目	2. 項目別事項
(4) 【生態系（生物の生育・生息基盤、水循環、生物・生態系、緑）】	
(緑)	
	<p>① 1 総括的事項(4)において指摘したとおり、一部の事業計画地について、延床面積1万平方メートル未満の仮設施設であることから、予測・評価項目として選定しないとしているが、工事の施工方法や工事期間等が明らかでなく、緑に影響を及ぼすおそれはないとした根拠についての記述も不足している。このため、これらの施工方法等について明らかにしたうえで、いったん損なわれると回復が容易でない緑の特質に鑑み、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。</p> <p>② オリンピックスタジアム計画地周辺の明治神宮外苑については、歴史的な経緯を有する場所であるとともに、風致地区であることに鑑み、緑の保全、保護について最大限の配慮をすること。なお、現地調査等においては、緑の状況等を把握するほか、樹木等が有する歴史的な経緯や地域社会とのつながりなどについても、慎重かつ丁寧な調査を行うこと。</p> <p>③ 緑の状況の調査方法（現地調査）については、調査時期・期間を秋の一季とするとしているが、植物が繁茂し2020年東京大会が開催される夏季の調査について、検討すること。</p>
(5) 【資源・廃棄物（水利用、廃棄物、エコマテリアル）】	
(水利用)	
	オリンピック・パラリンピック開催後も施設は存続することから、新設だけでなく既存施設についても、予測・評価項目として選定すること。
(廃棄物)	
	既存資料調査について、2012年ロンドンオリンピック競技大会のほか、1998年長野オリンピック競技大会や2002年サッカーワールドカップ等の日本で開催された大規模な国際競技大会等における、廃棄物の削減に関する取組についても調査すること。
(エコマテリアル)	
	大会開催に伴い使用する各種物品類について、他の国際大会における環境配慮型製品の使用状況を調査することを検討すること。
(6) 【温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）】	
(温室効果ガス、エネルギー 共通)	
	仮設施設について、予測の対象時点を大会開催中のみとしているが、大会開催後における仮設施設の扱いが明らかになった段階で、必要な環境保全措置を講じるとともに、大会開催後についても、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。

表 10.2-1(5) 調査計画書に対する環境局長の意見の内容

項目	2. 項目別事項
(7) 【土地利用（土地利用、地域分断、移転）】	
(土地利用)	
臨海部における会場整備について、将来の土地利用と矛盾しないよう配慮すること。	
(地域分断)	
① 会場等が未利用地に立地の場合、新たな地域分断は生じないとして予測・評価項目として選定していないが、未利用地に分類した土地のなかに、公園等の公共施設が含まれているため、生活動線の分断及び進展について、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。	
② 仮設施設については、一時的なものであり恒常的な地域分断は生じないとしているが、会場設置により一定の負荷を生じるので、開催前の施設の存在について、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。	
(移転)	
住居・店舗等の移転が必要となる場合は、関係住民等への情報提供に努めるなど十分に配慮すること。	
(8) 【社会活動（スポーツ活動、文化活動）】	
(スポーツ活動、文化活動 共通)	
既存資料調査について、1998年長野オリンピック競技大会や2002年サッカーワールドカップ等の日本で開催された大規模な国際競技大会に関する調査や、民間シンクタンク、区市町村が実施した各種関連調査等についても幅広く情報を収集し、その活用を検討すること。	
(9) 【参加・協働（ボランティア、コミュニティ、環境への意識）】	
(ボランティア、コミュニティ、環境への意識 共通)	
既存資料調査について、1998年長野オリンピック競技大会や2002年サッカーワールドカップ等の日本で開催された大規模な国際競技大会に関する調査や、民間シンクタンク、区市町村が実施した各種関連調査等についても幅広く情報を収集し、その活用を検討すること。	
(10) 【安全・衛生・安心（安全、消防・防災、衛生）】	
(安全)	
大会には、日本国内はもとより、世界各国から様々なアスリートや観客が訪れる。全ての人にとて安全、安心、快適な大会となるよう、点字案内板やピクトグラムなどの図記号を利用した視覚的に分かりやすい案内表示、バリアフリー、ユニバーサルデザイン等による物理的障壁の解消に努めること。	
(消防・防災)	
既存施設の耐震性及び防火性に関しては、改修や天井脱落対策等の履歴を把握する等により、安全性を確認すること。	
(衛生)	
大会には、世界各国からアスリートや観客が訪れるところから、水道水基準について、他国の基準値との比較調査を行い、東京の水道水の安全性を明らかにすること。	

表 10.2-1(6) 調査計画書に対する環境局長の意見の内容

項目	2. 項目別事項
(11) 【交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）】	
(交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通)	<p>事業計画地の周辺には、工事の施行や大会の開催に伴い、多くの関連車両の走行が考えられるところから、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をすることがないよう必要な環境保全措置を講じるとともに、関係機関等とも事前に十分協議を行うなど、周辺地域における交通の円滑化、交通安全の確保及び関連車両の走行に伴う環境負荷の低減に努めること。</p> <p>〔主要環境（大気等）、生活環境（騒音・振動）共通〕</p>
(12) 【経済（経済波及、雇用、事業採算性）】	
(経済波及)	<p>① 2012 年ロンドン大会及びその他のオリンピック・パラリンピック競技大会において、どのような新規ビジネスとビジネス機会が生じたのかについても調査すること。</p> <p>② 首都高速道路の建設等による大規模な経済波及があった 1964 年の東京大会についても調査すること。</p>
(雇用)	<p>2012 年ロンドン大会の際、オリンピック関連の雇用は一時的なものが多くたという報告もあることから、大会開催後の雇用について他開催都市の事例も調査すること。</p>
(事業採算性)	<p>① 個別の会場毎に予測せず全体計画で予測するとしているが、個別の会場毎にも予測・評価を行うこと。</p> <p>② 環境影響要因として、開催前の「施設の建設」及び開催中の「大会の運営」について選定しているが、新設及び既存（改修）の会場等については、開催後も施設が存続することから予測・評価すること。</p>

10.3 調査計画書に対する都民の意見

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書」は、都内全会場を対象としている。平成26年3月28日に公表し、同年3月28日から4月16日までの20日間にわたり意見募集を行った。都民から提出された意見書の件数は82件であり、その大半がオリンピックスタジアムと葛西臨海公園に対しての意見であった。環境の保全の見地からの意見の概要は、以下に示すとおりである。

1. 個別会場について

【オリンピックスタジアム】

- ・周辺の生態系、文化、生活に与える影響を十分に調査すべきである。
- ・観客8万人収容時の、周辺への騒音・振動による影響を十分に調査すべきである。
- ・公共交通機関への影響を十分に調査すべきである。
- ・景観について、神宮外苑の歴史的経緯も踏まえ調査を行うべきである。

【葛西臨海公園】

- ・葛西臨海公園の自然環境への影響を十分に調査すべきである。
- ・施設で大量の水を使用するため、公共用水への影響を十分調査すべきである。

2. 競技について

意見はなかった。

3. 全体計画について

意見はなかった。

4. その他

- ・意見募集については広く広報すべきである。
- ・意見の募集期間を十分に確保すべきである。